

ご存じですか

人権週間

12月4日～10日は 人権週間です

人権擁護委員は
あなたの街の相談パートナーです！

家庭・職場・学校・近隣のことで
ごまじごと・心配ごとはないですか？
がまんしないで相談に来てね！

相談は無料！
秘密厳守です



相談所開設場所のご案内

人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん 人KENあゆみちゃん

日時 令和5年12月7日（木） 午前10時から正午まで
場所 西和賀町「青年女性会館」

お問い合わせは

共
催

花巻人権擁護委員協議会
盛岡地方法務局花巻支局

盛岡地方法務局花巻支局

花巻市不動町一丁目1番地1

0198-24-8311

相続登記はお済みですか？

あなたと家族をつなぐ相続登記

令和6年4月1日から相続登記の義務化が始まります！

相続（遺言）によって不動産の所有権を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないことになりました。

すでに、相続により不動産の所有権を取得している相続人は、令和6年4月1日から3年以内（令和9年3月31日まで）に相続の登記をしなければなりません。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続登記は、司法書士に依頼することもできるよ！

自筆証書遺言書保管制度をご存じですか？

自筆証書遺言書保管制度

制度の概要

自筆証書遺言書を作成した本人が法務局（本局・支局）に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。



※ 予約は保管申請、閲覧、証明発行請求の予約であり、相談の予約ではありません。

制度の詳細については、法務省のホームページをご覧ください。



各手続の詳しいお問合せは（予約制）

盛岡地方法務局花巻支局 ☎0198-24-8311

